

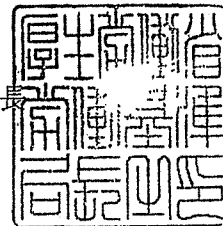


基発第0629003号

平成19年6月29日

財団法人労災保険情報センター理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



アフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の一部改正について

アフターケア委託費の点検業務等の委託に係る事務については、平成12年10月24日付け基発第646号「アフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の改正について」（以下「646号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、平成19年4月23日付け基発第0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」の制定に伴い、646号通達の別添「アフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領」を一部改正し、別紙のとおり都道府県労働局長あて通達したので、御了知願いたい。



基発第0629002号

平成19年6月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

アフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の一部改正について

アフターケア委託費の点検業務等の委託に係る事務については、平成12年10月24日付け基発第646号「アフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の改正について」(以下「646号通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、今般、平成19年4月23日付け基発第0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」の制定に伴い、646号通達の別添「アフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領」の一部を下記のとおり改正し、平成19年7月1日から実施することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長は、請求等に対する進行管理を徹底し、迅速・適正な処理に努めること。

また、請求等の処理に当たっては、決裁を始めとする基本的な事務処理の遵守を徹底すること。

記

- 1 1中「財団法人労災保険情報センター(以下「センター」という。)」を「労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者(以下「受託事業者」という。)」に改める。
- 2 2の(1)を次のように改める。
 - (1)健康管理手帳の取扱い

イ 「健康管理手帳」（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則様式第4号、平成19年4月23日付け基発第0423002号の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」（以下「実施要領」という。）様式第1号。以下「手帳」という。）については、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）がアフターケアの対象者に交付するものであることから、所轄局長は、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄署長」という。）と十分連携を取り、交付対象者の把握を的確に行うこと。

ロ 所轄署長は、アフターケア対象予定者の氏名、生年月日、住所等について「健康管理手帳交付報告書」（実施要領様式第2号）により、所轄局長に報告すること。

ハ 所轄局長は、「健康管理手帳交付報告書」（実施要領様式第2号）に基づき手帳を交付すること。

ニ 所轄局長は、手帳の交付をするときは、手帳に局長印を押印し「健康管理手帳交付書及び受領書」（実施要領様式第4号）を併せてアフターケアの対象者に交付するとともに、1週間以内にアフターケア対象者から受領書を徴すること。

ホ 手帳の有効期間が満了した日以降も、継続してアフターケアを受けることを希望する者に対しては、手帳の有効期間が満了する日の1か月前までに、「健康管理手帳更新・再交付申請書」（実施要領様式第3号）により、所轄署長を経由して所轄局長あてに手帳の更新を申請させること。

ただし、実施要領の別紙「傷病別アフターケア実施要綱」（以下「傷病別実施要綱」という。）の「第2 頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア」に掲げる傷病については、継続することはできないものであるので、留意すること。

ヘ 傷病別実施要綱において、診察の実施期間に限度が定められている傷病については、ホの申請書に「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（実施要領様式第3号別紙）を添付させること。

ト 所轄局長は、ホの申請については、主治医の意見等に基づき、医学的にアフターケアを継続して行う必要があると認められる場合には、手帳の更新を行うこと。

なお、傷病別実施要綱において、診察の実施期間に限度が定められていない傷病については、手帳の更新の必要性を判断するに当たり、主治医の意見等を必要としないこと。

チ 手帳を紛失若しくは汚損し又は手帳のアフターケア記録欄に余白がなくなったときは、「健康管理手帳更新・再交付申請書」（実施要領様式第3号）により、所轄署長を経由して所轄局長あてに手帳の再交付を申請させること。

また、所轄局長は、上記の申請に基づき、手帳を再交付すること。

なお、再交付された手帳の有効期間は、紛失若しくは汚損し又は余白がなくなった手帳の有効期間が満了する日までとすること。

リ 手帳の更新又は再交付をするときは、ハ及びニと同様に、手帳に局長印を押印し

「健康管理手帳交付書及び受領書」(実施要領様式第4号)によりアフターケア対象者に交付するとともに、1週間以内にアフターケア対象者から受領書を徴すること。

なお、更新又は再交付(紛失を除く。)の場合は、前回交付された手帳を受領書に添付して返納させること。

また、障害(補償)給付を受けると見込まれる時点において手帳の交付を受けた者が、障害(補償)給付の不支給の決定を受けたことによりアフターケアの対象者に該当しないこととなった場合には、直ちに手帳の返還を求めること。

なお、障害(補償)給付の支給をアフターケアの支給要件としていない傷病については、この限りでないこと。

ヌ リの場合を除き、手帳の有効期間が満了したとき、傷病が再発し療養(補償)給付を受けることとなったときその他当該手帳が不要となったとき又は所轄局長が手帳の返還を求めたときには、遅滞なく既に交付されている当該手帳を返納させること。

ル チにより手帳の再交付を行った場合又はヌにより手帳の返還を求めた場合には、速やかに関係医療機関に連絡し、不正受給が行われないように措置すること。

ヲ なお、対象傷病番号については、次のとおりとすること。

せき髄損傷	0 1
頭頸部外傷症候群等	
(頭頸部外傷症候群)	2 1
(頸肩腕障害)	2 2
(腰痛)	2 3
尿路系障害	
(尿道狭さく及び尿路変向術後)	2 4
(代用膀胱造設後)	2 5
慢性肝炎	
(H B e 抗原陽性及びC型肝炎ウイルス肝炎)	2 6
(H B e 抗原陰性)	2 7
白内障等の眼疾患	0 5
振動障害	0 6
大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	0 7
人工関節・人工骨頭置換	0 8
慢性化膿性骨髄炎	0 9
虚血性心疾患等	
(虚血性心疾患)	2 8
(ペースメーカー及び除細動器)	2 9
尿路系腫瘍	1 1

脳の器質性障害

（一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを除く。））	30
（外傷による脳の器質的損傷）	31
（減圧症）	32
（脳血管疾患）	33
（有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを含む。）を除く。））	34
外傷による末梢神経損傷	14
熱傷	15
サリン中毒	16
精神障害	17
循環器障害	
（弁損傷及び心膜病変）	35
（人工弁置換後）	36
（人工血管置換後）	37
呼吸機能障害	19
消化器障害	20
炭鉱災害による一酸化炭素中毒	00

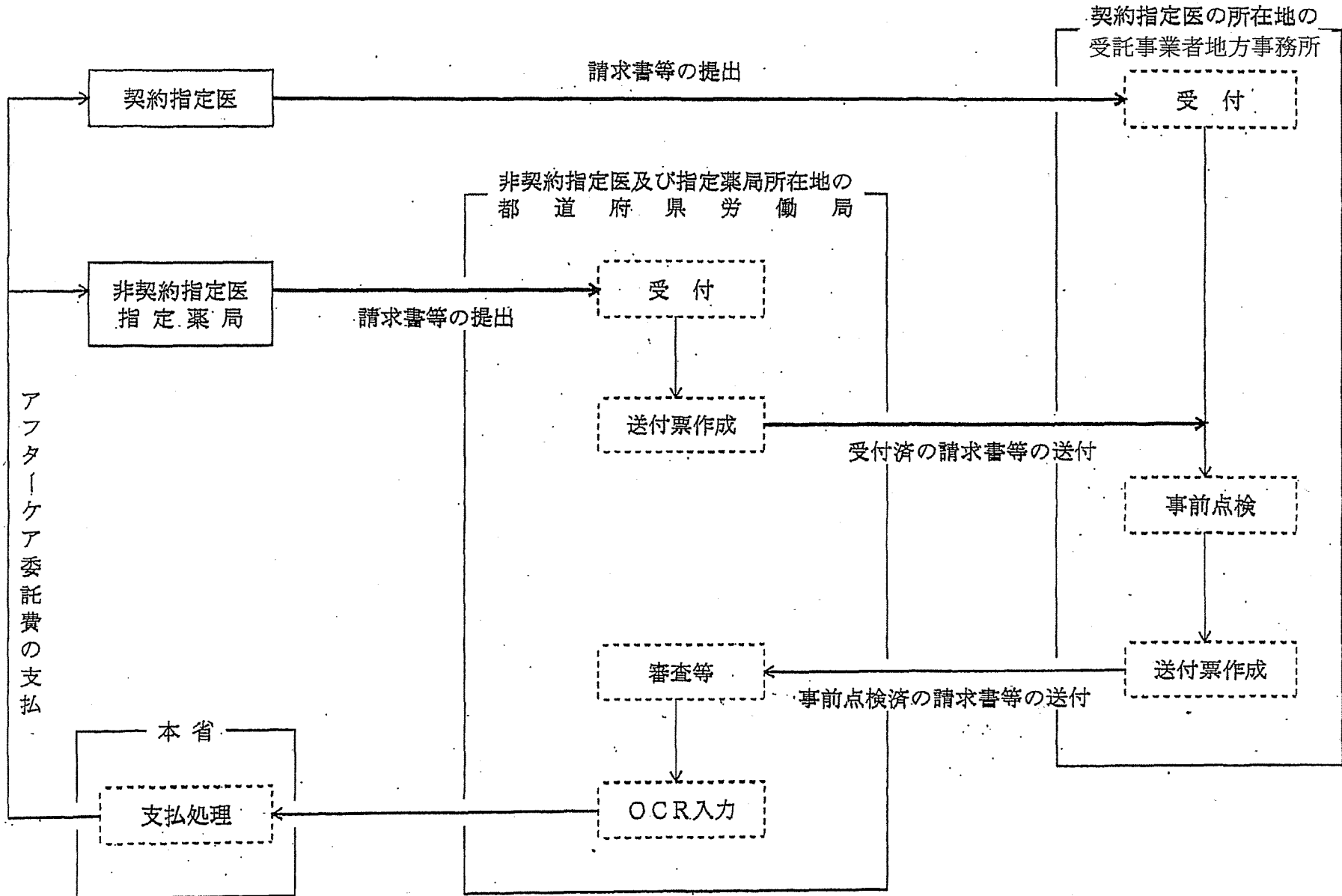
また、手帳を更新又は再交付した場合には、当初振り出した番号の下3桁の枝番号を変更するものであること。

- 3 2の(2)のロ(イ)及び(ロ)中「センター」を「受託事業者」に改める。
- 4 2の(2)のハの(イ)中「センター」を「受託事業者」に、「情ア様式第1号」を「受託事業者の様式」に改める。
- 5 2の(2)のニの(イ)中「センター」を「受託事業者」に、「情ア様式第4号」を「受託事業者の様式」に改める。
- 6 2の(2)のニの(ロ)中「センター」を「受託事業者」に、「情ア様式第4号の2」を「受託事業者の様式」に改める。
- 7 2の(3)のイ中「(項)労働福祉事業費」を「(項)社会復帰促進等事業費」に改める。
- 8 2の(3)のハの(ロ)中「26保険金の類」を「25保険金の類」に改める。

9 2の(3)のハの(ニ)中「労働省の計算証明に関する指定について」(平成4年7月29日4検第395号)を「厚生労働省の計算証明に関する指定について」(平成13年3月23日付け13検第180号)に改める。

10 別添1及び別添2を次のように改める。

アフターケア委託費の委託事務等の流れ図



アフターケア委託費請求書等処理簿（受付・送付票）
 （指定医療機関等・指定薬局）

事務所御中

労働局

平成	年	月	日	送付件数	請求書	件	内訳書	件
----	---	---	---	------	-----	---	-----	---

受付年月日	指定医療機関等名 指定薬局名	請求書 件数	受診者名	傷病 番号	内訳書 件数	送付年月日	備考

(別添3)

決	部 長	課 長	補 佐	係 長	係
裁					

平成 年 月 日決定

アフターケア委託費支出決定書

金					千				円

ただし、_____ 病院（診療所）ほか _____ 指定
病院等に対する診療費

請求金額	円
査定増	円
査定減	円
保留額	円
不支給額	円
保留解除	円
追給額	円

内訳は別紙のとおり